

障がい者相談支援センターあいほっと

◆事業所の概要◆

事業の種類 指定特定相談支援・指定障害児相談支援・指定一般相談支援

サービスの概要

* サービス等利用計画の作成 (計画相談支援・障害児相談支援)

総合支援法、児童福祉法により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての利用者の方にサービス等利用計画を作成することとなりました。

※サービス等利用計画作成にかかる利用者負担はありません。

～相談支援専門員が一人一人に応じたサービス等利用計画を作成します～

* 地域生活への移行に向けた支援 (地域移行支援・地域定着支援)

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって、地域での生活に向け、必要な支援を行います。また、ご自宅への訪問や電話相談などを行い、安心して地域での生活を継続できるようにお手伝いいたします。

* 地域における生活全般に関する相談支援 (障害児・者相談支援)

はたらくこと・社会資源・制度やサービス等日頃の困っているさまざまなお相談をお受けします。必要に応じて市町村・学校・福祉事業所・総合相談支援センター等と連携し、一緒に考えていきます。学校・福祉事業所・自宅などへ訪問させていただきます。もちろんあいほっとへ来ていただくのもOKです。※各種相談にかかる利用者負担はありません。

〒390-0846 松本市南原2-16-13 (あいらいふ南原の3階)

電話：0263-26-2970

FAX：0263-88-2924

メール：center-aiai@ymail.plala.or.jp

サービス等利用計画とは？

その方の目標達成に向けて、適切な支援やその方向性を明確にするために作成するものです。計画には、ニーズや目標、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。



松本圏域8市村 (松本市・安曇野市・塩尻市・山形村・朝日村・筑北村・麻績村・生坂村) からの委託を受け、2名の相談員と1名の事務員が

松本圏域障害者総合相談支援センターWish (ウィッシュ)

へ出向しています。

松本市双葉4-8 (なんぶくプラザ1階)

電話：0263-26-1313

FAX：0263-26-2345

メール：wish@po.mcci.or.jp